

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

県では、屋外広告物による地域の景観の形成を図るため、大井町酒匂縦貫道路沿道及び大山バイパス周辺の2地区を「広告景観形成地区」として指定し、各地区の街並みに合った広告物の誘導や規制を行っている。

昨年度、広告物の種類に応じた基準を定めている神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3の改正を行ったが、今般、この改正に対応して、広告景観形成地区内の広告物の種類に応じた基準を定めている同規則別表第4についても見直しを行い、以下のとおり改正する。

2 主な改正内容

別表第4を次のとおり一部改正する。

(1) 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区

- 「自動車等の外面の利用するもの」の基準の改正
 - ・当該地区内については、鉄道の新線開業や延伸の予定は元々ないため、電車の基準を削除する。
- 「広告板及び広告塔に類するもの」の基準の改正
 - ・基準の本文中に含まれる「なるべく」という表現があいまいであり、許可基準として相応しくないため、「なるべく」という表現を含む規定を削除する。

(2) 大山バイパス周辺広告景観形成地区

- 路線バス、自動車等の外面利用広告の基準の改正
 - ・従来の路線バス、自動車等の外面利用広告の基準を、「路線バスの外面を利用するもの」及び「路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」の二つに分けて基準を定める。
 - ・従来の路線バスの外面を利用するものの基準では、表示面積の合計が4.2㎡を超えなければラッピング形式の広告を掲出できなかったため、「4.2㎡」という基準を廃止することで、4.2㎡を超えない後面のみのラッピング広告の掲出が可能となるよう改正する。

3 施行日

令和3年4月1日